

山形広域環境事務組合職員の懲戒の手續及び
効果に関する条例

〔平成4年1月〕
共衛条例第3号

山形市ほか二町共立衛生処理組合職員の懲戒の手續き及び効果に関する条例（昭和46年共衛条例第4号）の全部を改正する。

山形広域環境事務組合職員の懲戒の手續及び効果に関する事項については、山形市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和26年山形市条例第76号）の規定を準用する。

附 則

この条例は、平成4年4月1日から施行する。